

後記

ここに犬伏由子教授のご退職記念号がつつがなく刊行される運びとなった。犬伏先生の長きにわたる塾法学部への多大な貢献に対する深甚なる感謝を込めて、塾法学部ならびに後学一同より、謹んで捧げる次第である。

犬伏先生のご研究およびご功績の詳細については、本号に掲載されている先生のご経歴およびご業績一覧に譲るが、先生のご専門は家族法（民法第四編親族・第五編相続）である。親子・夫婦関係の形成および相続は誰しもが関わり合いをもつ身近な事象であると同時に、その円滑と安定は社会の根幹を支える重要課題である。さらに、家族観のあり方は時代と社会の変遷にともなって変容を遂げており、昨今では、再婚禁止期間、非嫡出子の法定相続分、夫婦別姓、預金債権の共同相続、遺言、遺留分など、多くの問題が社会的関心を惹起し、これらを規律するルールが見直しを迫られている。

そのような中であって犬伏先生は、これまでに夫婦財産制をはじめとする多くの重要テーマについて充実した研究業績を上げてこられるとともに、塾における家族法教育を

けん引されてきた。法分野の中でも家族法教育はとくに社会的需要が高く、先生は学部（通学課程）の講義およびゼミにおいて受講生たちの強くかつ深い関心を惹きつけるとともに、通信教育課程においても大変多くの学生の卒業論文の指導にあたってこられた。さらに、先生は大学院法務研究科においても家族法を担当され、講義・演習科目を通して、家族法分野に精通する法曹養成に向けて尽力された。

犬伏先生のご功績はこのような教育に対する多大な貢献にとどまらない。先生は法学部の民法部門のリーダーとして民法人事および授業担当から大学院法学研究科の民法合同演習の進行に至るまで、いつも先頭に立つてとりまとめながら、その円滑と発展に寄与された。さらに、先生の明朗かつ温厚なお人柄とさまざまな校務に取り組む真摯な姿勢については、民法部門だけでなく法学部スタッフの皆が敬愛と尊敬の念を抱いてやまなかった。

犬伏先生のご退職を記念する本号には、法務研究科を含む塾民法スタッフのほか、関連分野の先生方さらには、先生が育成された塾外の家族法研究者の方からも、先生に捧げるに相応しい充実した玉稿をご寄稿いただいた。記して感謝申し上げる次第である。最後に、本号の編集・刊行にあたり、萩原能久委員長はじめ法学研究編集委員会の先生

方、法学研究会編集室・天羽明美さんならびに慶應義塾大
学出版会・村山夏子さんに大変御世話になった。あわせて
衷心より御礼申し上げます。

平成二九年一二月

法学部教授 武川幸嗣